

発議第2号

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出する。

平成27年6月29日 提出

平成27年6月 日

提出者 鳥羽市議会議員 世古安秀

賛成者 鳥羽市議会議員 木下順一

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古泉

賛成者 鳥羽市議会議員 橋本眞一郎

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉紀男

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書

先の大戦から70年を経過しても国民の心や地域に残る傷跡は、未だに癒えていない。

そのような中、今国会で審議している「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」について、いずれの法案も世論調査では反対意見、慎重審議を求めるものが多数となっている。

現在、我が国を取り巻く国際情勢は、大変難しいものではあるが、これらの法案について、成立を急ぐのではなく、国民がそれぞれの法案を理解できるよう、時間をかけ丁寧かつ慎重な議論・審議を進めていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長            大島 理森 様

参議院議長            山崎 正昭 様